

# 令和6年度 施設等利用給付等案内

公立幼稚園・認定こども園〈教育卒〉・私立新制度移行型幼稚園・私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園  
および認可外保育施設等（一時預かり事業など）の利用に係る無償化制度の利用手続きについて



© WANPUG



1. 幼児教育・保育の無償化制度について
2. 利用可能な無償化制度について
3. 公立幼稚園  
公立認定こども園〈教育卒〉
4. 私学助成幼稚園  
国立大学附属幼稚園
5. 私立認定こども園〈教育卒〉  
私立新制度移行型幼稚園
6. 認可外保育施設等（一時預かり事業など）
7. 『本人確認書類』『所得割額がわかる書類』について
8. 子育てのための施設等利用費給付の請求方法
9. 保育を必要とする事由と有効期間
10. 保育を必要とする事由の証明に必要な書類
11. 申請書類の記載例
15. 添付書類記入上の注意点  
…就労証明書
16. 添付書類記入上の注意点  
…自営業申立書・申立書 ABC

# 1. 幼児教育・保育の無償化制度について

## ◆幼児教育・保育の無償化制度のご案内

幼児教育・保育の無償化制度により、保育の必要性がある方が預かり保育や一時預かり事業等を利用されている場合、預かり保育や一時預かり事業等の利用料が無償化または一部補助の対象となりました。

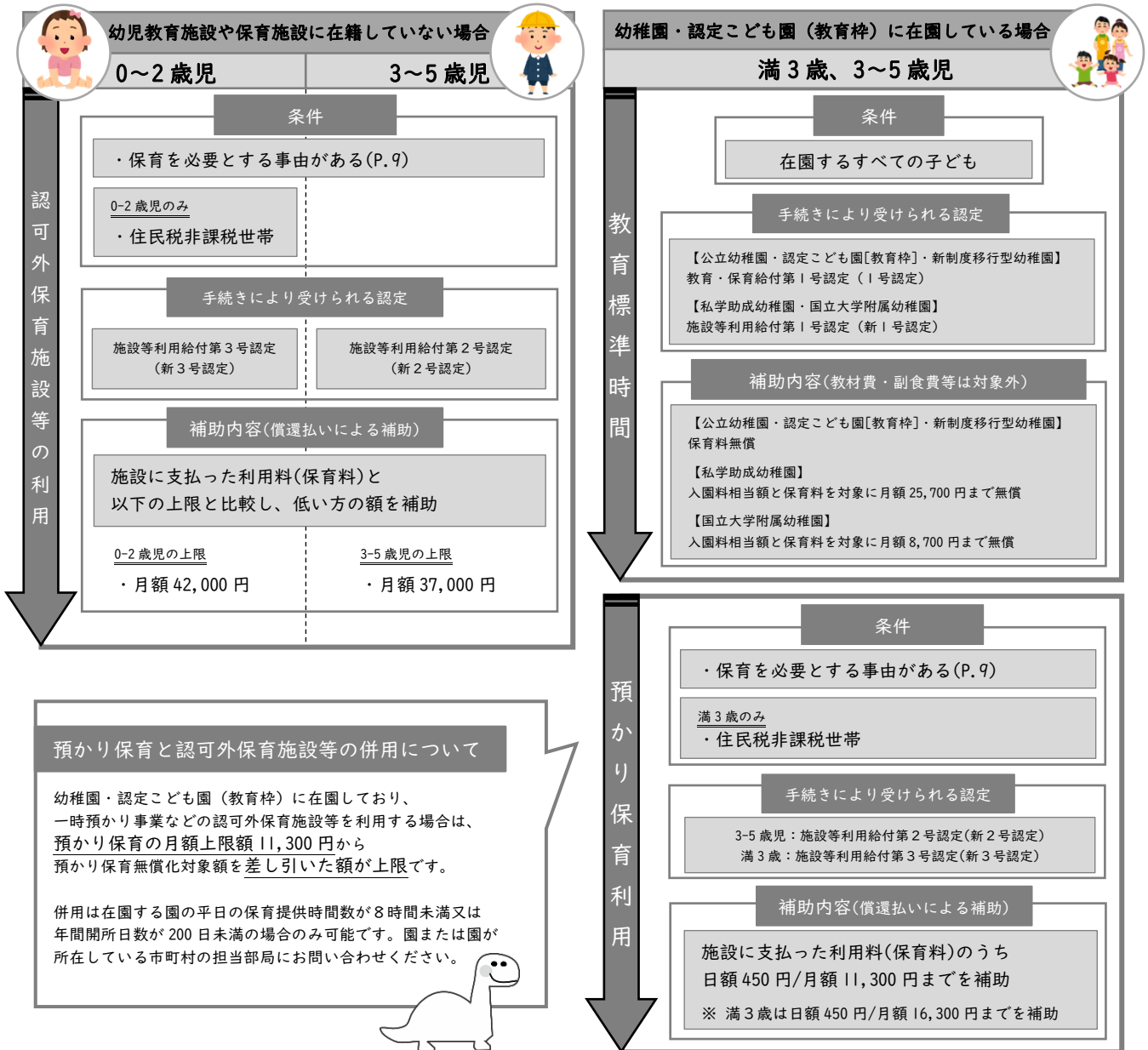
利用している施設及び利用している保育体制ごとに申請書類等が異なりますので、該当箇所より必要な書類を確認してください。なお、保育園および認定こども園〈保育枠〉を利用の場合は「令和6年度 保育施設等利用案内」をご確認ください。また、国立大学附属幼保連携型認定こども園〈教育枠〉〈保育枠〉を利用の場合は施設にご確認ください（この案内における「認定こども園」は市立または私立を指します）。

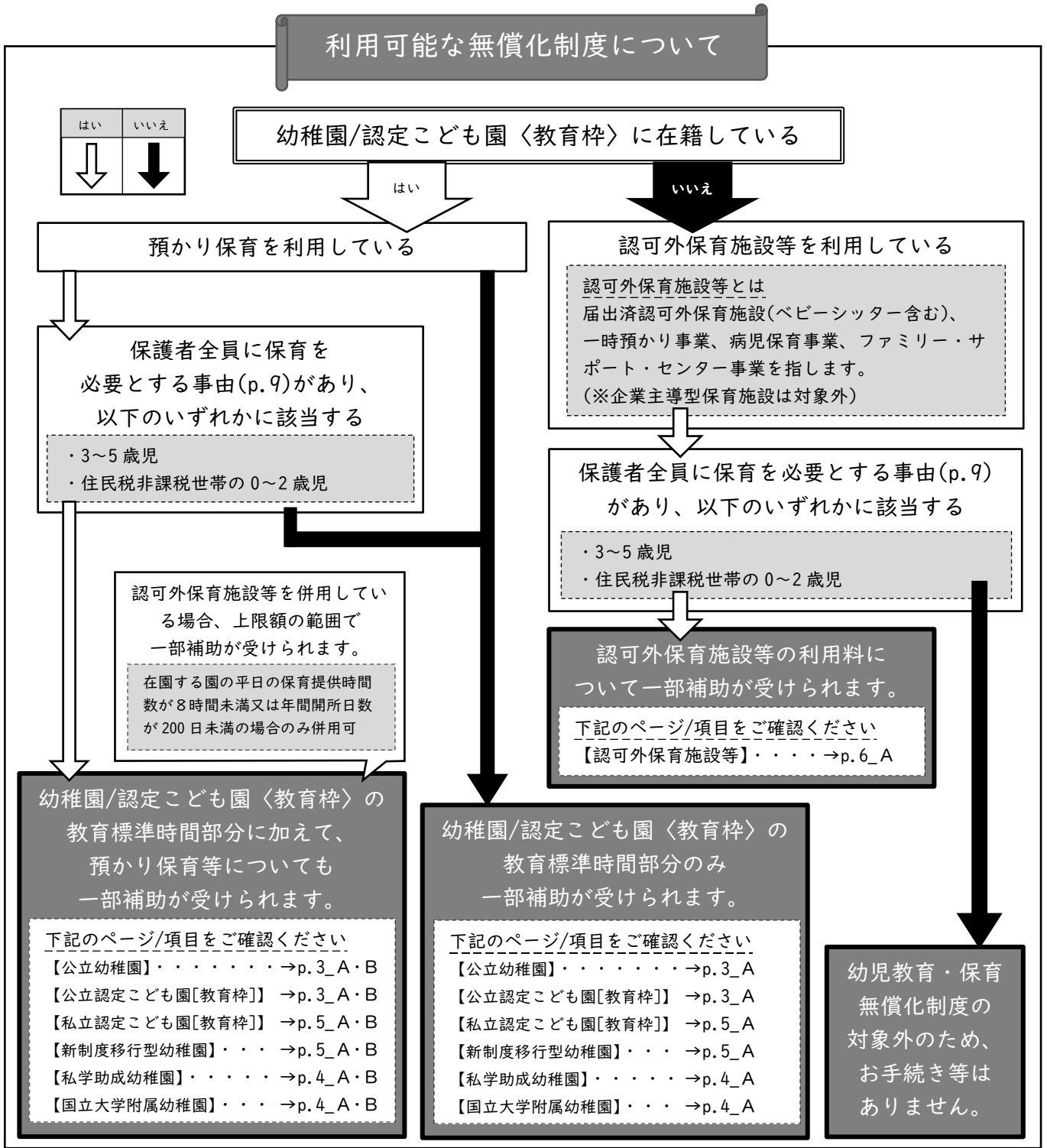
## ◆クラス年齢の考え方

4月1日時点の満年齢によって、その年度のクラス年齢（〇歳児）が決定します。年の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。なお2歳児のうち誕生日の前日以降から年度末までを「満3歳」と呼びます。

## ◆幼児教育・保育の無償化の利用イメージ図

- ・すべて、手続きを終えて各認定を受けている前提で記載しています。
- ・「認可外保育施設等」及び「預かり保育」の補助については償還払いにより行います。（請求方法→p.8）





◆用語説明

教育標準時間	幼稚園や認定こども園[教育枠]における、在園児全員が利用する時間帯を指します。
預かり保育	幼稚園や認定こども園[教育枠]における、教育標準時間の終了後や長期休暇中などに行われる、在園児対象の保育を指します。
一時預かり事業	半日~1日のあいだ、保育園や認定こども園などの保育施設で預けることができる事業を指します。原則教育施設や保育施設に在園しない乳幼児が対象です。この利用案内では「認可外保育施設等」に含まれます。施設によって実施状況や利用時間等の取扱いが異なるため、事前に利用を希望する施設にお問い合わせください。
認可外保育施設	市町村の認可を受けていない保育施設を指します。英会話やスポーツ、ダンスなど園独自の保育・教育を取り入れているところもあります。利用料は市町村の基準ではなく、施設ごとに異なります。

### 3. 公立幼稚園・公立認定こども園〈教育枠〉

#### A/ 教育標準時間の無償化制度利用に関する手続き（新入園児全員必須）

##### 《 提出物 》

- 必須
- ・『施設型利用給付費地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用調整申込書』〈→p.11 参照〉
  - ・本人確認書類 〈→p.7①参照〉

- 該当者のみ
- ・【公立幼稚園のバス利用者のみ】『口座振替依頼書（通園バス用）』
  - ・【非課税世帯のバス利用者のみ】『通園バス使用料減免申請書』
  - ・【満18歳未満のきょうだいの中で3子目以降に該当する場合のみ】『令和6年度第3子以降幼稚園副食費減免適用申請書』
  - ・【p.7②の該当者のみ】『課税証明書等の所得割額がわかる書類』
  - ・【生活保護世帯の方のみ】『生活保護受給証明書』

- ※ 小学校3年生以下の児童から数えて3子目にあたる場合は提出不要です。
- ※ 原則提出の翌月から減免が適用されます。未提出の場合は対象外となります。

##### 《 提出期限 》

- ・年度当初（令和6年4月）から利用の場合：**令和5年12月8日（金）**まで
  - ・随時申込の場合：利用を開始する**2週間前**まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

##### 《 提出先 》

- ・**木津川市役所 こども未来課（2階6番窓口）**
- 郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。

手続きを行うと  
教育・保育給付第1号認定  
（1号認定）  
を受けられます。



#### B/ 預かり保育の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

該当者：  
保護者全員に保育を必要とする事由(p.9)がある

##### 《 提出物 》

- 必須
- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.13-14 参照〉
  - ・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.10 参照〉

##### 《 無償化制度による補助内容 》

- ・預かり保育の利用料が1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償
- ※ 事前に手続きを済ませ、認定を受ける必要があります。
- ※ 令和6年度は認可外保育施設等と併用が可能な施設はありません。

##### 《 提出期限 》

- ・年度当初（令和6年4月）から利用の場合：**令和6年1月12日（金）**まで
  - ・随時申込の場合：利用を開始する**2週間前**まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

##### 《 提出先 》

- ・**木津川市役所 こども未来課（2階6番窓口）**
- 郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。

手続きを行うと  
施設等利用給付第2号認定  
（新2号認定）  
を受けられます。



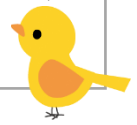
## 4. 私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園

### A/ 教育標準時間の無償化制度利用に関する手続き（新入園児全員必須）

手続きを行うと  
施設等利用給付第1号認定  
(新1号認定)  
を受けられます。

#### 《 提出物 》

- 必 須
- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）』〈→p.12参照〉
  - ・入園許可証または入園内定、在園証明書などの写し



#### 《 無償化制度による補助内容 》

- ・私学助成幼稚園…入園料相当額及び保育料を対象として月額25,700円まで無償
- ・国立大学附属幼稚園…入園料相当額及び保育料を対象として月額8,700円まで無償

※ 入園料は、入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。

※ 満3歳（満3歳となる誕生日の前日～年度末）から無償化制度の対象となります。園が満3歳の無償化対象施設かどうかについても、園または園が所在する市町村にご確認ください。

※ 実費徴収される費用（通園送迎日・食材量費・行事費など）は無償化の対象外です。

### B/ 預かり保育の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

該当者：

- ・保護者全員に保育を必要とする事由(p.9)がある
- ・3-5歳児または住民税非課税世帯の0-2歳児である

#### 《 提出物 》

- 必 須
- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.13-14参照〉
  - ・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.10参照〉

- の 該 当 者
- ・【申請する子どもが満3歳の非課税世帯かつp.7②の該当者のみ】  
『課税証明書等の所得割額がわかる書類』

手続きを行うと  
3-5歳児は施設等利用給付  
第2号認定（新2号認定）  
満3歳は施設等利用給付  
第3号認定（新3号認定）  
を受けられます。

#### 《 無償化制度による補助内容 》

- ・預かり保育の利用料が1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償

※ 住民税非課税世帯の満3歳については1日あたり450円、月額16,300円を上限として無償

※ 事前に手続きを済ませ、認定を受ける必要があります。

※ 満3歳で、住民税非課税世帯でない場合や同居世帯員に所得がある場合は無償化の対象外です。

※ 在園する園の平日の保育提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合、認可外保育施設等（一時預かり保育事業など）も月額11,300円の上限の範囲内で無償化の対象となります。預かり保育と認可外保育施設等を併用する場合は月額上限額から預かり保育無償化対象額を差し引いた額が上限です。



### A・B共通/ 提出期限・提出先

#### 《 提出期限 》

- ・年度当初（令和6年4月）から利用の場合：令和6年1月24日（水）まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する2週間前まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

#### 《 提出先 》

- ・年度当初（令和6年4月）から利用の場合：通園予定の幼稚園
- ・随時申込の場合：木津川市役所 こども未来課（2階6番窓口）

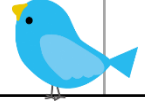
## 5. 私立認定こども園〈教育枠〉・私立新制度移行型幼稚園

### A/ 教育標準時間の無償化制度利用に関する手続き（新入園児全員必須）

#### 《 提出物 》

- 必須**
- ・『施設型利用給付費地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用調整申込書』〈→p.11 参照〉
  - ・入園許可証または入園内定、在園証明書などの写し
  - ・本人確認書類 〈→p.7①参照〉

手続きを行うと  
教育・保育給付第1号認定  
(1号認定)  
を受けられます。



該当者のみ

- ・【対象児が市内の私立認定こども園を利用し、満18歳未満のきょうだいの中で3子目以降に該当する場合のみ】  
『令和6年度第3子以降幼稚園副食費減免適用申請書』
- ・【p.7②の該当者のみ】『課税証明書等の所得割額がわかる書類』
- ・【生活保護世帯の方のみ】『生活保護受給証明書』

※ 小学校3年生以下の児童から数えて3子目にあたる場合は提出不要です。

※ 原則提出の翌月から減免が適用されます。未提出の場合は対象外となります。

### B/ 預かり保育の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

該当者：

- ・保護者全員に保育を必要とする事由(p.9)がある
- ・3-5歳児または住民税非課税世帯の0-2歳児である

#### 《 提出物 》

- 必須**
- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.13-14 参照〉
  - ・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.10 参照〉

の該当者

- ・【申請する子どもが満3歳の非課税世帯かつp.7②の該当者のみ】  
『課税証明書等の所得割額がわかる書類』 ※同居する親族等に所得がある場合は無償化対象外

手続きを行うと  
3-5歳児は施設等利用給付  
第2号認定（新2号認定）  
満3歳は施設等利用給付  
第3号認定（新3号認定）  
を受けられます。



#### 《 無償化制度による補助内容 》

- ・預かり保育の利用料が1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償
- ※ 住民税非課税世帯の満3歳については1日あたり450円、月額16,300円を上限として無償
- ※ 事前に手続きを済ませ、認定を受ける必要があります。
- ※ 満3歳で、住民税非課税世帯でない場合や同居する親族等に所得がある場合は無償化の対象外です。
- ※ 在園する園の平日の保育提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合、認可外保育施設等（一時預かり保育事業など）も月額11,300円の上限の範囲内で無償化の対象となります。預かり保育と認可外保育施設等を併用する場合は月額上限額から預かり保育無償化対象額を差し引いた額が上限です。

### A・B共通/ 提出期限・提出先

#### 《 提出期限 》

- ・年度当初（令和6年4月）から利用の場合：**令和6年1月12日（金）**まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する**2週間前**まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

#### 《 提出先 》

- ・**木津川市役所 子育て未来課（2階6番窓口）**  
郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。

## 6. 認可外保育施設等（一時預かり事業など）

### A/ 認可外保育施設等（一時預かり事業など）の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

#### 《 「認可外保育施設等」とは 》

届出済認可外保育施設（ベビーシッター含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。（※企業主導型保育施設は対象外）

該当者：

- ・保護者全員に保育を必要とする事由(p.9)がある
- ・3-5歳児または住民税非課税世帯の0-2歳児である

#### 《 提出物 》

- |        |   |
|--------|---|
| 必<br>須 | ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.13-14参照〉<br>・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.10参照〉 |
|--------|---|

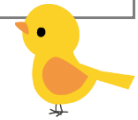
- |                  |   |
|------------------|---|
| の<br>該<br>当<br>者 | ・【申請する子どもが0~2歳児の非課税世帯かつp.7②の該当者のみ】<br>『課税証明書等の所得割額がわかる書類』 |
|------------------|---|

手続きを行うと

3-5歳児は施設等利用給付  
第2号認定（新2号認定）

0-2歳児は施設等利用給付  
第3号認定（新3号認定）

を受けられます。



#### 《 無償化制度による補助内容 》

- ・3~5歳児…月額37,000円まで無償
- ・非課税世帯の0~2歳児…月額42,000円まで無償

※ 幼稚園や認定こども園[教育枠]に在籍し、認可外保育施設等を利用する場合は上限額が月額11,300円となります。詳しくは在園する施設の案内(p.3~p.5)に記載されたページの項目Bをご確認ください。

※ 0~2歳児で非課税世帯であっても、同居する親族等に所得がある場合は無償化の対象外です。

### A/ 提出期限・提出先

#### 《 提出期限 》

- ・年度当初（令和6年4月）から利用の場合：令和6年1月12日（金）まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する2週間前まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

#### 《 提出先 》

- ・木津川市役所 こども未来課（2階6番窓口）

郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。



## 7. 『本人確認書類』『所得割額がわかる書類』について

### ① 『本人確認書類』について

申請書を提出する保護者のみ、次の1～3のいずれかをご持参ください。窓口で確認を行います。

1. 個人番号カード（顔写真付）
2. マイナンバー通知カードと運転免許証など
3. マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証など

※郵送の場合、写し等の提出は不要です。

※申請書内の世帯員個人番号記入欄は、必ず申請を行う子どもを含め全員分記入して下さい。

### ② 『課税証明書等の所得割額がわかる書類』の提出が必要な対象者について

以下の条件で申請される方は、課税証明書等の市民税所得割額が分かる書類の提出が必要です。

- ・ 令和5年1月2日以降に木津川市に転入し、令和6年8月までに利用を希望する場合  
『令和5年度課税証明書等原本または市町村民税決定通知書の写し(令和5年1月2日以降に木津川市に転入した保護者の分)』
- ・ 令和6年1月2日以降に木津川市に転入し、令和6年9月以降の利用を希望する場合  
『令和6年度課税証明書等原本または市町村民税決定通知書の写し(令和6年1月2日以降に木津川市に転入した保護者の分)』

### ※ 『課税証明書等の所得割額がわかる書類』について

提出された書類をもとに、副食費の一部補助や満3歳の預かり保育・認可外保育施設等の無償化など、各申請の対象となるか確認します。

市町村民税課税証明書等(所得・控除額が分かるもの)	市町村民税決定通知書																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">市町村民税・府民税課税明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得金額の内訳</th> <th colspan="2">所得控除の内訳</th> <th colspan="2">課税標準額</th> <th colspan="2">課税標準額に対する所得割額</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>金額(円)</th> <th>項目</th> <th>金額(円)</th> <th>項目</th> <th>金額(円)</th> <th>市民税(円)</th> <th>府県税(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入金額</td> <td></td> <td>基礎控除</td> <td></td> <td>総所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得金額</td> <td></td> <td>医療費</td> <td></td> <td>長期所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得</td> <td></td> <td>社会保険料</td> <td></td> <td>山林所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得</td> <td></td> <td>小規模宅地等</td> <td></td> <td>分譲短期譲渡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金所得</td> <td></td> <td>生命保険料</td> <td></td> <td>所得区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得</td> <td></td> <td>児童扶養料</td> <td></td> <td>所得金額①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不働産所得</td> <td></td> <td>控除各取扱い別</td> <td></td> <td>所得割額②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当所得</td> <td></td> <td>扶養</td> <td></td> <td>所得割額(A-Bの計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子所得</td> <td></td> <td>節税</td> <td></td> <td>所得割額(A-Bの計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得(一時所得)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所得割額(A-Bの計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額等</td> <td></td> <td>合計所得金額</td> <td></td> <td>所得割額(A-Bの計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 所得割額(A-Bの計)に「イ」の欄が追加されています。</p>	所得金額の内訳		所得控除の内訳		課税標準額		課税標準額に対する所得割額		項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	市民税(円)	府県税(円)	収入金額		基礎控除		総所得金額				所得金額		医療費		長期所得金額				給与所得		社会保険料		山林所得				退職所得		小規模宅地等		分譲短期譲渡				年金所得		生命保険料		所得区分				雑所得		児童扶養料		所得金額①				不働産所得		控除各取扱い別		所得割額②				配当所得		扶養		所得割額(A-Bの計)				利子所得		節税		所得割額(A-Bの計)				雑所得(一時所得)				所得割額(A-Bの計)				総所得金額等		合計所得金額		所得割額(A-Bの計)				<p style="text-align: center;">市町村民税決定通知書</p> <p>これは給与所得に対する課税額を記載したものです。給与所得以外にも所得のある方、記載内容に変更のあった方は、この通知書のみでは判断できない可能性があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="4">給与所得等に係る 年度市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)</th> </tr> <tr> <th>所得区分</th> <th>所得金額</th> <th>課税標準額</th> <th>所得割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分譲短期譲渡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得金額①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額(A-Bの計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通知書の「所得割額」欄に「イ」の欄が追加されています。</p>	給与所得等に係る 年度市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)				所得区分	所得金額	課税標準額	所得割額	給与所得				山林所得				分譲短期譲渡				所得区分				所得金額①				所得割額②				所得割額(A-Bの計)			
所得金額の内訳		所得控除の内訳		課税標準額		課税標準額に対する所得割額																																																																																																																																							
項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	市民税(円)	府県税(円)																																																																																																																																						
収入金額		基礎控除		総所得金額																																																																																																																																									
所得金額		医療費		長期所得金額																																																																																																																																									
給与所得		社会保険料		山林所得																																																																																																																																									
退職所得		小規模宅地等		分譲短期譲渡																																																																																																																																									
年金所得		生命保険料		所得区分																																																																																																																																									
雑所得		児童扶養料		所得金額①																																																																																																																																									
不働産所得		控除各取扱い別		所得割額②																																																																																																																																									
配当所得		扶養		所得割額(A-Bの計)																																																																																																																																									
利子所得		節税		所得割額(A-Bの計)																																																																																																																																									
雑所得(一時所得)				所得割額(A-Bの計)																																																																																																																																									
総所得金額等		合計所得金額		所得割額(A-Bの計)																																																																																																																																									
給与所得等に係る 年度市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																																																																																																																																													
所得区分	所得金額	課税標準額	所得割額																																																																																																																																										
給与所得																																																																																																																																													
山林所得																																																																																																																																													
分譲短期譲渡																																																																																																																																													
所得区分																																																																																																																																													
所得金額①																																																																																																																																													
所得割額②																																																																																																																																													
所得割額(A-Bの計)																																																																																																																																													

- ・ 控除適用前の所得割額を確認するには、「市民税の所得割額(ア)」と「摘要欄等に記載されている控除額のうち市町村民税分の控除として記載されている額(イ)」を合算します。
- ・ 父母の市町村民税所得割額を合算した金額により、副食費の一部補助や2歳児以下で施設等利用給付新3号を受けられる場合があります。(祖父母等が家計の主宰者である場合は、主宰者の市町村民税額も加えて算定します。)
- ・ 「配偶者控除の欄(ウ)」に\*の記載(配偶者控除有の記載)があれば、配偶者の分の合算は不要です。ただし、配偶者の方も課税されていれば、配偶者のアおよびイも合算します。

### 【注意事項】

- ※ 市民税所得割額については、政令指定市などで課税の算出方法が異なる場合があります。
- ※ 市区町村によっては、イにすべての控除が記載されていない場合があります。
- ※ 税額の変更や世帯状況の変更等がありましたら、すみやかに申し出てください。





## 8. 子育てのための施設等利用費給付の請求方法

### ◆償還払いについて

「預かり保育」及び「認可外保育施設等」の補助については償還払いにより行います。支給認定保護者が利用料を支払ったのち、市に利用料を請求し、その請求に対して木津川市が支給認定保護者に給付します。

### ◆対象となる費用

「預かり保育」及び「認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業など）」の「特定子ども・子育て支援」の利用に係る施設等利用費（給食費、教材費、行事費等の実費負担分を除く）

事業 上限額	預かり保育※	幼稚園や認定こども園[教育枠]に在籍していない場合の 認可外保育施設等
住民税非課税世帯の 0-2歳児(満3歳)	450円/日・16,300円/月	42,000円/月
3-5歳児	450円/日・11,300円/月	37,000円/月

※ 在園する園の平日の保育提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合、認可外保育施設等（一時預かり保育事業など）も月額11,300円の上限の範囲内で無償化の対象となります。預かり保育と認可外保育施設等を併用する場合は月額上限額から預かり保育無償化対象額を差し引いた額が上限です。


※ 無償化対象施設としての確認を受けている施設の利用料に限ります（園または園が所在する市町村に確認ください）。

※ 給付認定を受けている事由以外（リフレッシュ目的など）での利用は対象となりません。

### ◆請求方法

1及び2(該当者は3及び4を添付)をこども未来課へ提出ください。

請求書様式は申請書類受付後に木津川市から送付する『施設等利用給付認定通知書』に初回請求分のみ同封しております。こども未来課や木津川市ホームページにて配布しておりますのでご利用ください。

1 施設等利用費請求書	
2 利用施設で発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書兼領収証（ファミリー・サポート・センター事業の場合は活動報告書）」※発行手続きや発行時期は園によって異なります。園にお問い合わせください。	
3 初めて請求される場合または過去に請求された口座と異なる口座への請求を希望される場合『通帳の写し（金融機関名・支店・口座種別・口座番号・口座名義人がわかるページ）』	
4 申請者（支給認定保護者）と口座名義が異なる場合『受領委任状（①の請求書内に記載）』	

### ◆給付スケジュール

申請月及び給付月は以下のとおりです。（例：4～6月の利用分を7月に提出→8月末ごろに給付）

利用月	申請月	給付月
4～6月	7月	8月
7～9月	10月	11月
10～12月	1月	2月
1～3月	4月	5月

※ 一枚の請求書で3か月分ご記入いただけます。

※ 請求書の配布は施設等利用給付認定通知書と合わせて送付する1回のみです。

請求書はこども未来課窓口または、木津川市ホームページからダウンロードしていただきご用意ください。

※ 幼稚園の預かり保育を利用される方で認可外保育施設（給付対象となる場合のみ）の施設等利用費についても請求される場合、同じ請求書にご記入ください。

※ 申請月以外でもご提出が可能ですが、給付は次回の給付月となります。

## 9. 保育を必要とする事由と有効期間

### ◆保育を必要とする事由と有効期間

「預かり保育」及び「認可外保育施設等」の無償化制度を利用される場合、保護者全員がいずれかひとつの事由に該当する必要があります。該当するか確認いただき p.10 の提出書類をご確認ください。

※ 有効期間内であっても、下記事由に該当しなくなった場合は認定を取り消します。

※ 状況の変化(転職、雇用期間変更など)や、事由の変更(退職し求職活動を行う、妊娠・出産休業に入るなど)が生じる場合は、必ず『変更申請書』と事由に沿った添付書類を事前に提出してください。

※ 年に1回、認定内容の確認のため「現況届」の提出を求めます。年度途中で対象者全員に提出の依頼を行い、提出がない場合は認定を取り消します。

事由	保護者の状況	有効期間
① 就労	月 64 時間以上の労働に常態的に従事している場合	雇用期間・従事期間が終了するまで
② 介護・看護	同居の親族 (長期間入院等をしている親族含む)を常時介護又は看護している場合	状態に応じた期間
③ 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育できない場合	
④ 虐待や DV のおそれ	虐待や DV のおそれがある場合	
⑤ 妊娠・出産	出産予定月の前後に保育が必要な場合	出産(予定)日から 57 日目が属する月の末日まで  ※原則予定日の2か月前の初日から ※多胎妊娠の場合は、 出産(予定)日の14週前から ※新規利用開始日時点で妊娠・出産の場合は期間終了後、退園となります
⑥ 疾病・障害	病気や心身に障がいがある場合	診断書や障害者手帳の有効期間が満了するまで
⑦ 求職活動	求職活動を行っている場合 (起業準備含む)  ※求職活動で認定を受けたのち、年度内に再度求職活動で認定を受けることはできません	利用希望日(他の事由から変更の場合は申請日)から 60 日目が属する月の末日まで
⑧ 就学・職業訓練	就学・職業訓練中の場合	卒業(終了)予定日が属する月の末日まで
⑨ 育児休業中の継続	産後休業取得前から既に保育施設を利用している子どもがいて、新生児に対する育児休業を取得する間も継続利用が必要である場合	育児休業取得期間の終了日まで  ※育児休業の取得期間が長期にわたる場合は、育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末まで
⑩ その他	上記に類する状態として市長が認める場合	状態に応じた期間

## 10. 保育を必要とする事由の証明に必要な書類

### ◆保育を必要とする事由を証明・申立てる書類について

認定は次のいずれか主たる事由（ひとつ）で行います。

事 由		必要な書類	備 考
① 就 労	会社員・パート・内職等	就労証明書	勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業からの復帰の場合、育児休業取得期間および復帰（予定）日の記入が必要です。
	自営業 親族が経営する場合も含む	自営業申立書	<添付> 事業の確定申告書控え（税務署收受印あり ※電子申告の場合は不要） もしくは個人事業の開業届、営業許可証、法人登記簿謄本（登記事項証明書 ※3か月以内に発行されたもの）等 ※必ず <b>申立てを行う本人の氏名が記載されているもの</b> が必要です。 ※いずれもご用意できない場合、事前にこども未来課へご相談ください。 ※事業所が法人化されている場合は就労証明書でご提出ください。
	農業	申立書 A	地域の農業委員に証明を受けてください。
② 介護・看護		申立書 C	<添付> 身体・精神・療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写しと介護保険サービス利用計画、診断書、入院証明書、施設入所証明書 等
③ 災害復旧		申立書 A	<添付> 罹災証明書等の写し
④ 虐待や DV のおそれ		申立書 A	<添付> 公的機関等で発行された書類の写し
⑤ 妊娠・出産		申立書 A	<添付> 母子健康手帳（表紙及び出産予定日がわかるページ）の写し
⑥	疾病	申立書 B	<添付> 診断書：病名、治療見込期間、保育を要する医師の所見等の記載があるもの（任意様式可）
	障害	申立書 B	<添付> 障害者手帳等の写し
⑦ 求職活動		申立書 A	<添付> ハローワーク登録証・受付表の写し ※起業準備の場合は不要
⑧ 就学・職業訓練		申立書 A	<添付> ・就学の場合は在学証明書 ・職業訓練の場合は選考結果通知書など（職業訓練を行うことが確約された書類）の写し ※就学とは、学校教育法における「学校」「専修学校」「各種学校」を指します。
⑨ 育児休業中の継続		就労証明書	勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業中は、新規の利用ができません。 復帰日が属する月の初日から利用可能です。



12. 【記載例】子育てのための施設等利用給付認定申請書(法30条の4第1号)

◆提出対象者

- 以下の施設の  
新入園児全員

私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園

別記様式第2号

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

## 記載例

### 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号)

木津川市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない)等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は別規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間内に実施されること、②当該幼稚園等の施設に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

木津川市内に住民票のある保護者の住所及び氏名等を保護者代表として記入ください。

保護者	フリガナ	キヅガワ タロウ	申請 子 ど も の 続 柄	父	居住地	〒 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 木津川市〇〇台〇丁目△-△
	氏名	木津川 太郎			保護者生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
日中の連絡先(電話番号) * 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						
	①	〇七七四-〇〇〇-〇〇〇〇〇	父携帯 父勤務先 自宅・その他( )	②	〇九〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇	母携帯 母勤務先 自宅・その他( )
子ども 申請	フリガナ	キヅガワ アイコ	現住所 保護者と異なる 場合のみ記載	〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇		
	氏名	木津川 アイ子		木津川市〇〇台〇丁目△-△		
	生年月日	平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日				

4月1日以前に申請の新入園児の方は令和6年4月1日と記載してください。  
4月1日以後の申請の方は、利用開始日を記載してください。

利用(予定含む)する幼稚園(私立幼稚園、国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園部を記入して下さい。						
フリガナ	キ/ツ/ヨ	木津川市〇〇台〇丁目△-△		〒 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	In 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇	
施設名	木の津幼稚園			利用開始予定日	令和 6年 4月 1日	



13. 【記載例】子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)〈表面〉

◆提出対象者

・認可外保育施設等及び以下の施設の預かり保育を利用し、無償化制度の利用を希望する方

公立幼稚園・公立認定こども園〈教育枠〉・私立認定こども園〈教育枠〉  
 私立新制度移行型幼稚園・私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園

無償化制度の利用条件に該当するか  
 申請前にp.2をご確認ください。

記載例：表面

別記様式第3号

受付

施設名	
年齢	0・1・2・3・4・5
認定者番号	

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

木津川市長 宛て

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査情報、保護者及び同居親族、同一世帯員の市民税課税情報、住民基本台帳情報、生活保護受給状況、児童(扶養)手当資料等の閲覧又は収集をすることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		申請日		令和 〇年 〇月 〇日		
申請に係る子ども	氏名	続柄	4月1日現在	生年月日(和暦)	性別	
	(ふりがな) <b>きづがわ じろう</b>	本人	5 歳児	H・R	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	<b>木津川 次郎</b>			個人番号		
子どもの世帯員	区分	氏名	続柄	年齢	生年月日(和暦)	勤務先・学校・幼稚園・保育所等の名称又は単身赴任先
	保護者① (支給認定者) (納付義務者)	(ふりがな) <b>きづがわ たろう</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	■ 歳	S・H	■■■
		<b>木津川 太郎</b>			個人番号	
	保護者②	(ふりがな) <b>きづがわ あいこ</b>	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母	■ 歳	S・H	■■■
<b>木津川 愛子</b>		個人番号				
	<b>木津川 花子</b>	姉	■ 歳	H	■■■ 小学校	
	個人番号					
	個人番号					
住所	木津川市 〇〇台□丁目△-△					
電話番号 <small>※優先する連絡先に○する</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 父携帯	■■■-■■■-■■■	<input type="checkbox"/> 自宅	-		
	<input type="checkbox"/> 母携帯	■■■-■■■-■■■	<input type="checkbox"/> その他	-		
利用(希望)期間	令和 6 年 〇月 〇日	から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前	〇 令和 年 月 日	まで	
世帯の状況 <small>※該当する場合○する</small>	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯					
認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している				
	<input type="checkbox"/> 3号	認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある				

木津川市に住民票のある方を保護者①にしてください。

4月1日以前に申請の新入園児の方は「令和6年4月1日」と記載してください。4月1日以後の申請の方は、利用開始日を記載してください。

14. 【記載例】子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)〈裏面〉

記載例：裏面

該当する□にレ点を付けて下さい。

保育を要する理由	(子から見た続柄) 父・母・その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他 ( )
	(子から見た続柄) 父・母・その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他 ( )

住民票の有無	父	令和5年1月1日⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和6年1月1日⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	母	令和5年1月1日⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和6年1月1日⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------	---	--	---	--

※認定種別が3号の方で「無」の場合は、1月1日に住民登録していた市町村で発行される令和5年度(令和6年度)課税証明書又は市民税決定通知書の写しを添付してください。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	きのつようちえん			〒	■■■■-■■■■	Tel	■■■■(■■)■■■■
施設名	木の津幼稚園				■■■■○丁目○番地		
	利用開始予定日	令和 6 年 4 月 1 日					

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用する サービスの種類	所在地	利用開始予定日
きのつこどもえん	<input type="checkbox"/> 認可外 <input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動	〒■■■■-■■■■ ■■■■○丁目○番地 TEL: ■■■■-■■■-■■■■	令和 5 年 4 月 1 日
木の津こども園	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	令和 年 月 日

◆添付書類

事由	必要な書類	備考
就労 会社員・パート・内職等	就労証明書	勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業からの復帰の場合、復帰(予定)日の記入が必要です。
	自営業	自営業申立書 ＜添付＞事業の確定申告書控え(税務署取受印あり) もしくは、保護者本人の名前ができる個人事業の開業届、営業許可証、法人登記簿謄本(登記事項証明書※3か月以内に発行されたもの)等
	農業	申立書A 地域の農業委員に証明を受けてください。
妊娠・出産	申立書A	＜添付＞母子健康手帳(表紙及び出産予定日がわかるページ)の写し
疾病	申立書B	＜添付＞診断書:病名、治療見込期間、保育を要する医師の所見等の記載のあるもの(任意様式可)
障害	申立書B	＜添付＞障害者手帳等の写し
介護・看護	申立書C	＜添付＞身体・精神・療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写しと介護保険サービス利用計画、診断書、入院証明書、施設入所証明書 等
災害復旧	申立書A	＜添付＞罹災証明書等の写し
求職活動等	申立書A	＜添付＞ハローワーク登録証・受付表の写し ※起業準備の場合は不要
就学・職業訓練	申立書A	＜添付＞就学の場合は在学証明書 職業訓練の場合は選考結果通知書の写し等



15. 添付書類記入上の注意点 (就労証明書)

他市町村宛のものは原則提出いただけません。

### 就労証明書

木津川市長 宛

証明日 西暦 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

担当者名

記載者連絡先

証明書類の有効期間は、申請日時点から**3か月以内のもの**です。

親族が経営しており、法人化されていない事業所の場合は自営業申立書での提出となります。

事業主の方へ必要な項目に漏れがないよう記入を依頼してください。  
保護者が記入した場合は証明とはなりません。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。  
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	フリガナ	業・林業 「漁業」 「鉱業・採石業・砂利採取業」 「建設業」 「製造業」 「電気・ガス・熱供給・水道業」 「情報通信業」 「運輸業・郵便業」 「卸売業・小売業」 「金融業・保険業」 「不動産業・物品賃貸業」 「学術研究・専門・技術サービス業」 「宿泊業・飲食サービス業」 「生活関連サービス業・娯楽業」 「医療・福祉」 「教育・学習支援業」 「複合サービス事業」 「公務」 「その他 ( )
2	本人氏名	生年 月 日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	事業所	名称 住所 形態 <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5	就労時間	月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 祝日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
6	就労実績	※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む 年月 年 月 年月 年月 年月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他( ) 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	備考欄	

就労の認定要件は月64時間以上です。64時間未満の場合は受付できませんので、ご注意ください。

※就労時間については、休憩時間も含まれます。

「14.備考欄(追加的記載項目欄)」に更新予定の有無の記入が必要です。

当直などがあり、就労時間の記入が難しい場合は「14.備考欄」に具体的に就労状況をご記入ください。月間合計時間は必ずご記入ください。

例：日勤/月16日 7:30~19:00  
当直/月4日 23:00~翌23:00

追加的記載項目欄

No.3の雇用(予定)期間について

有期雇用の場合 満了後の更新の有無 有 無

育児休業を取得中・取得予定の場合

①「8 産前・産後休業の取得」の終了日と「9.育児休業の取得」の開始日、  
②「9.育児休業の取得」の終了日と「11.復職(予定)年月日」が繋がっていることが確認できるように記入いただく必要があります。



16. 添付書類記入上の注意点 (自営業申立書・申立書ABC)

自営業申立書

申立書 A

全ての項目について、漏れのないよう事業主の方がご記入ください。

事業所が法人化されている場合は就労証明書での提出が可能です。

事務所は自宅にあり、就労時間のほとんどが事務所外での仕事の場合は「自宅(居室内)」 「その他」両方に☑してください。その他には最も遠方の勤務地の住所をご記入ください。

就労の認定要件は、月間従事時間64時間(休憩時間含む)以上です。

直近の確定申告書の控えを添付してください。ない場合は他の添付書類①②③のいずれかでも可能です。記載されている書類を添付できない場合は、提出前にも未課税までご相談ください。

代表者印もしくは事業所印のいずれかを押印してください。

該当する事由に☑し、必要事項の記入及び必要な書類等を添付してください。

農業委員の証明を受けてください。

求職活動の内容: 離職日: 年 月 日

どのように求職活動を行っているかご記入ください(「ハローワークで求職申込を行い、職業紹介を受けている」など)。

申立書 B

申立書 C

保護者記入欄です。現在の状況を記入してください。

保護者記入欄) 該当する事由欄に☑の上、現在の状況を記載し、必要な添付書類とあわせてご提出ください。

診断書

医療機関に記入を依頼してください。内容を満たしていれば、任意様式でも可。

※ 太枠内は医療機関にご記入くださいますようお願い申し上げます。

保護者記入欄です。全ての項目漏れなく記入してください。

保護者記入欄) 現在の状況を記載し、必要な添付書類とあわせてご提出ください。

いずれかの書類を添付してください。

診断書は裏面にあります。裏面の様式を使用せず、状況が確認できるものであれば任意様式でも可。

1日のスケジュール、1週間のスケジュール等を記入してください。

※ 常時介護又は看護をしている場合が保育の条件となります。 ※ 申し立て内容が実際と異なる場合は、認定を取消し、保育施設等利用中の場合は、利用中止となります。

メモ

■ 担当課：

木津川市健康福祉部こども未来課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

T E L : 0774-75-1212 (受付時間 8:30~17:15)

F A X : 0774-72-0553

メール：kosodate@city.kizugawa.lg.jp

ホームページ：https://www.city.kizugawa.lg.jp/

子育て応援アプリ「きづがわいい」を  
ぜひご利用ください！

木津川市の子育てに関する情報を掲載  
登録すれば予防接種や健康診断も管理できます



Android 版



iOS 版



Web ブラウザ版



令和 6 年 4 月 発行